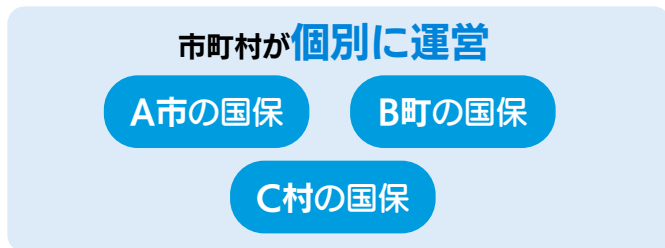


どのように変わるの？

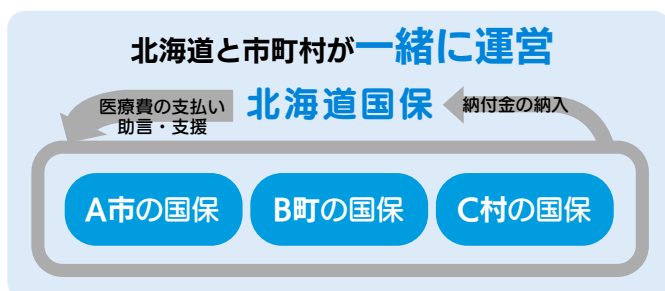
■国保の現状 (平成30年3月まで)



- 加入者に高齢者が多く、医療の高度化も伴って医療費が年々増加している
- 所得の低い加入者（非正規労働者、年金受給者）が多く、保険税を集めにくい
- 同じ所得でも市町村ごとに保険税に差がある

このままでは、財政運営が成り立たなくなる市町村が出てくる可能性があり、さらに市町村ごとに保険税が大きく異なるのは不公平

■これからの国保 (平成30年4月から)



- 市町村の医療費は全額北海道が負担し、市町村は北海道へ国保事業費納付金を納める
- 市町村は北海道が定める国保事業費納付金を集めるために、保険税を決定する
- 全道で支え合って国保運営をし、市町村間の保険税格差の是正を目指す

北海道が大黒柱になって道内の市町村を支えることにより、国保の財政運営の安定化が図られます。また、全道で保険税水準の平準化を進めることができます。



役割分担はどうなるの？

北海道と道内の各市町村は、下表のように役割分担をしながら、国保を運営していきます

	北海道の役割	市町村の役割
財政運営	市町村の国保事業費納付金を決定します	国保事業費納付金を北海道に納付します
資格管理	事務の効率化、標準化、広域化を推進します	保険証の交付など、資格の管理を行います
保険税	市町村ごとの標準保険税率を算定し、公表します	標準保険税率などを参考に保険税を決定し、徴収します
保険給付	市町村が負担した医療費を、全額市町村へ支払います。市町村が行った保険給付の点検を行います	保険給付の決定と支給を行います
保健事業	市町村へ必要な助言や支援を行います	健診事業など、よりきめ細かい保健事業を実施します

窓口は変わりません！

4月以降も窓口での届け出は今まで通りです。国保に関する手続き・お問い合わせや保険税の納付相談は、引き続き市役所1階国保課が窓口となります。

今回の制度改正に伴う手続きは一切ありません。便乗詐欺には、くれぐれもご注意ください！

制度改正に関するお問い合わせはこちら！

国保課1階11番窓口
☎ (32)6418

